

【ポスター発表】

ソーシャルワーク実践としての触法高齢者・障害者の社会復帰支援

ーソーシャルワークの専門性とは何か？ー

○ 追手門学院大学 古川 隆司 (会員番号 02430)

キーワード： 更生保護， 地域生活定着支援センター， ソーシャルインクルージョン

1. 研究目的

2009年度以降取り組まれている地域生活定着支援事業は、全国に地域生活定着支援センターも開設されて刑事司法・社会福祉が連携する場となってきた。だが、犯罪検挙者数の高齢化が進みICFにより生活機能(=障害)のスペクトラムな状況が示されたにもかかわらず、社会福祉の側はまだ特殊な問題との認識であるように思われる。より多くの支援を要する障害者・高齢者中心の社会サービスに特化されてきたソーシャルワークは、逆に、触法高齢者・障害者や災害被災者のような「生きづらさ」という状況にある人びとへの対処能力があるのか？各福祉士資格の職域拡大に反比例してソーシャルワークの専門性が問われている事態であるように思われる。

以上の問題意識にもとづき、本報告では触法高齢者・障害者の社会復帰支援など他領域との連携が求められる状況を取りあげ、ソーシャルワークの専門性への問い直しを試みる。

2. 研究の視点および方法

第1に刑事政策と社会福祉の連携について、①刑事政策における対策、②現状と課題について、先行研究及び関係機関・団体および当事者へ実施したヒアリング調査の結果にもとづいて報告する。なお調査は2006年度から継続実施しており、当事者には被収容の主観的経験の過程を軌跡理論にもとづき更生の困難性を明らかにすること、支援に携わる関係機関・専門職には社会的相互作用論にもとづき支援の困難性を明らかにすること、をそれぞれ目的に取り組んでいる。第2に社会福祉士養成教育について資料・文献にもとづいてソーシャルワークの視点・方法・アプローチ等に関する課題を整理する。第3に社会福祉の実践と連携が求められる他の実践事例(災害支援、大学等における学生相談)からソーシャルワークの専門性が問われる状況について傍証する。以上にもとづいて、刑事政策との連携を中心に本研究課題について考察、課題を明らかにする。

3. 倫理的配慮

本報告で用いる調査は、実施にあたって書面での説明と監督官庁の許可を得た方法で行い、かつ結果を事前に査読頂いて許可を得たデータのみを用いる。また専門研究機関及び連携する刑事司法の研究者から助言指導を得ている。文献資料は日本社会福祉学会及び関連学会の研究倫理指針にもとづいて取り扱っている。

4. 研究結果

(1) 刑事政策と社会福祉の連携 高齢犯罪者について、法務省では昭和 59 年版・平成 3 年版・平成 20 年版犯罪白書で繰返し扱ってきた他、2007 年には法務総合研究所研究部報告で特別調査が実施された。ここから、①検挙・起訴・新入及び釈放被収容者（以下、犯罪人口）全般にわたる高齢化が進み、②釈放後の社会復帰が困難で再犯率も高く、③福祉的な援護を要することが明らかである。また厚生労働科学研究田島班（以下、田島班）により刑事施設の被収容者のうち約 2 割に何らかの知的障害があることが報告された。地域生活定着支援事業は田島班のモデル事業によって実効性が認められ事業化された。保護観察所の依頼を受けた地域生活定着支援センターが、特別調整として対象となる触法高齢者や障害者の医療・介護・福祉の制度利用の支援と、居住地・受入先など身元引受について調整を行っていく。しかし住民票が職権消除されたケース等自治体での身分回復・制度利用に対する官庁の対応、対応経験や知識の乏しい医療機関・福祉施設等での慎重な対応が支援において課題となっている。近年は若年発達障害者の支援が課題となってきた。

(2) ソーシャルワークと資格教育 「福祉士法」が制定後も、少数の大学では司法福祉に関する講義が開講されてきた。だが資格創設後の貧困問題など幅広い対応が行えなかったこと等を背景に '09 年の同法改正で更生保護制度の科目が新設、指定実習先に更生保護施設が追加された。しかし、虐待や少年非行など司法との接点が十分生かされず、ソーシャルワークの具体的修得を意図した相談援助演習でもわずかに言及がある程度にとどまっている。諸外国では probation が伝統的に socialwork のテキストでも扱われ、虐待加害者や更生保護に関するケアについてもソーシャルワークの活動領域と位置付け、日本より犯罪など社会的排除をもたらす要因への関心が払われている。

(3) 連携が求められる領域からみて 社会福祉の実践と連携が期待されるような実践活動にソーシャルワークが「アウトリーチ」していく必要がある。大学等での学生相談が対応に苦慮する学生や災害被災者も、触法高齢者・障害者と同様に「生きづらさ」に直面する人びとといえる。被災者支援では生活課題をまず把握し多様な社会資源との関係構築が期待されながら、ソーシャルワークが介入する必要性がようやく語られ始めた。また日本学生相談学会では学生支援に関わる資格制度が創設されようとしている。かつ犯罪者の社会復帰においても更生保護学会が創設された。社会福祉の研究者が益々岡村重夫のいう「関係」の機会を失っているかのように映る。

5. 考察

刑事政策における社会復帰支援は「ソーシャルワークそのもの」と、ある定着支援に携わる相談員は述べる。実践活動を相対的に捉える視座におかれるとき、そこで問われる専門性に照らし見直すことが、ソーシャルワークの「専門性」への問いではないか。

※本報告は平成 24 年度科学研究費基盤研究(B)の交付を受けた成果の一部である。